

令和6年度
弘前市工芸品魅力向上事業費補助金

応募要領

弘前市 商工部 産業育成課

1. 事業の目的

工芸品を製造又は販売する市内の中小企業者等が行う、自社商品及び自社商品のパッケージの開発並びに自社商品のプロモーション事業を支援することにより、本市工芸品産業の活性化と発展に資することを目的とする。

2. 対象者

青森県伝統工芸品に指定されている弘前市内で製造している伝統工芸品15品目を製造又は販売する事業者のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 構成員のうち市内に主たる事業所を有する者が過半数である組合又は任意団体
- (3) 市税等を滞納していないもの

○弘前市内で製造している青森県伝統工芸品15品目

- ①津軽塗 ②津軽焼 ③あけび蔓細工 ④ブナコ ⑤津軽桐下駄
- ⑥津軽竹籠 ⑦津軽伝統組子 ⑧こぎん刺し ⑨津軽打刃物 ⑩錦石
- ⑪下川原焼土人形 ⑫弘前こけし・木地玩具 ⑬津軽凧 ⑭太鼓
- ⑮金魚ねふた

3. 対象となる経費

- ①自社商品又は自社商品のパッケージの開発に係る原材料費（試作品に要するものに限る）、機械借上料、委託料、デザイン料、報償費（講師謝礼）
- ②カタログ等自社商品のプロモーションツール制作に係るデザイン料
- ③自社ホームページの開設又は一新に係る委託料（ランニングコストを除く）

※自社商品又はパッケージの開発、自社商品のプロモーションツールの製作にあたってのデザイン等は、自社以外のデザイナーへ発注するものとします。

※ただし、下記の場合は対象となりません。

- ①既存商品・パッケージを模倣しているものや、他者が所有する知的財産権を侵害すると認められるもの。事業採択後や補助金の交付決定後であっても、模倣性や知的財産権の侵害にあたることが発覚した際は、決定の取り消しや補助金の返還を求める場合があります。
- ②既に市場に導入されている（売上が計上されている）もの。
- ③開発した試作品自体の販売を目的としているもの。
- ④令和6年度中に事業の完了が見込めないもの。
- ⑤公序良俗に反するなど、事業の内容について市が適切でないと判断するもの。

4. 補助金の額・補助率

補助事業	補助金の額	
	補助率	補助上限額
① 商品/パッケージ開発	実支出額の 2/3以内	50万円
② プロモーションツール製作		30万円
③ ホームページ開設/一新		

※事業採択後、交付決定を受けた日以降に支出する経費が対象です。

※①～③の複数の補助事業を申請した場合、補助上限額は①を含む場合は50万円、①を含まない場合は30万円となります。

※応募状況により、補助金の予算（150万円）以内での事業採択となります。

5. 応募手続き等

(1) 公募受付期間

令和6年4月15日（月）から5月31日（金）

午前8時30分から午後5時まで（土日祝祭日を除く）※当日消印有効

(2) 提出先（問い合わせ先）

弘前市 商工部 産業育成課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

TEL：0172-32-8106

FAX：0172-35-1105

E-mail：sangyo@city.hirosaki.lg.jp

(3) 提出書類

・弘前市工芸品魅力向上事業費補助金申込書

・見積書等金額の根拠となる書類

☆デザイナーへ発注する場合は発注先の事業者概要がわかる書類

☆ホームページの開発の場合は仕様などの企画/概要がわかるもの

☆ホームページの一新の場合は既存のホームページ画面を印刷したもの

☆規約、構成員名簿等組合又は任意団体の概要がわかる書類

※「☆印」は応募する事業内容に該当する書類を選択し添付してください。

6. 審査方法等

・応募者は審査会に出席し、プレゼンテーション形式による事業説明を行っていただきます。

・プレゼンテーションの時間は10分程度とし、質疑応答を5分程度予定して

います。

- ・有識者の意見を参考に弘前市産業育成課および関係課で審査し、予算（150万円）の範囲内で事業の採択または不採択を決定します。
- ・審査会でのプレゼンテーション実施日等については、別途通知します。（6月下旬に実施予定）
- ・審査項目及び審査基準は以下のとおりです。

審査項目	審査基準	
	事業①	事業②、③
A. 新規性・独自性 （5点）	<ul style="list-style-type: none">○類似のデザイン性をコンセプトとした製品がないか。○独自性が認められるか。○価格、目新しさ、流行など、他の製品等との優位性・差別化が図られたコンセプトとなっているか。	<ul style="list-style-type: none">○自社製品の魅力が伝わる内容となっているか。○独自性のあるデザインコンセプトとなっているか。○人を惹きつけ興味を持ってもらえる内容となっているか。
B. 市場性（10点）	<ul style="list-style-type: none">○事業のターゲット等が明確にされているか。○市場ニーズを反映しているか。○ターゲット層にとって魅力的か。	<ul style="list-style-type: none">○事業のターゲット等が明確にされているか。○市場ニーズを反映しているか。○購買意欲の向上が見込まれるか。
C. 実現可能性（5点）	<ul style="list-style-type: none">○計画どおりに実現可能であるか。○事業に対する積極性があるか。	
D. 事業効果（5点）	<ul style="list-style-type: none">○事業のコンセプトが明確であるか。○当市工芸品の魅力向上・販路拡大が見込まれるか。○継続性があるか。	
計25点×審査員5名=125点満点		

- ・審査結果は、プレゼンテーション実施後に書面により通知します。